

小規模作業所と新事業体系

現在の小規模作業所

- ・ 複数の障害の種類を受け止めているケース
- ・ 重度障害者の地域生活を支えているケース
- ・ 就労支援を本格的にしているケース
- ・ 設備・法人格の有無は様々

障害福祉計画に基づき計画的に移行

《新事業体系のポイント》

三障害共通の事業も可能

社会福祉法人でなくNPO法人等でも可能 第36条第3項

一定の設備・人員の基準を満たすことが必要

第43条第1項、第2項

空き教室・空き店舗の利用も可能なように規制緩和

第43条第2項

これらを組み合わせて提供することも可能

移行が想定される事業

第5条第6項

生活介護

重度障害者に対して、日常生活の世話を行うほか、創作的活動などを行う事業

第5条第14項

就労移行支援

就労を希望する障害者に、職場実習等を通じて就労に必要な能力、知識を育む事業

第5条第15項

就労継続支援

障害者に就労の機会を提供し、障害者の職業能力の向上を図る事業

第5条第21項

地域活動支援センター (市町村の委託)

障害者の交流、創作的活動、生産活動を支援する事業

小規模作業所によっては他の¹類型に移行することも可能